

憲法 採点基準

問題1 20点

表現の自由とプライバシー権の衝突の問題である。これらの権利の重要性、および本事例においてそれぞれがどのように侵害されており、それがどれほど大きな侵害であるかということ適切に評価できているかどうか、5点を配点する。

この問題と類似性が認められる伝統的な判例、すなわち『宴のあと』事件や『石に泳ぐ魚』事件等への言及（裁判例の名称や判決日時がなくとも、判例で述べている内容に触れていれば良い）について、5点を配点する。プライバシーにかんする有名判例としてはほかにも週刊文春事件や早稲田大学講演会名簿提出事件などがあるが、事案や主要論点が本件とは異なるので、あまり適切ではない。

次に、これらの判決と本件事例との異同について指摘し、インターネット上の動画というものの特質について言及した上で、本件動画サイト運営者Bの措置をどう評価するか、どう調整するのが適切であったかについての論述に、10点を配点する。

表現の自由とプライバシー権それぞれの性質についてより深く論じている場合には、2点を限度に加点する。

問題2 5点

外国人の地方参政権について、憲法上外国人に地方参政権を保障しているとはいえないという点に2点、永住者等の居住する地方公共団体と特段に緊密な関係にある者について、法律で地方参政権を付与することは憲法に反しないという点に2点、これが立法政策の問題であり、立法をしなくとも違憲ではないという点に1点を配点する。